



発行 東京都

目次

告示

- 保安林の指定予定：（産業労働局農林水産部森林課）…一
- 保安林の指定（二件）…（同）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）…（建設局道路管理部監察指導課）…二
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定…（港湾局港湾経営部経営課）…五
- 開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
- 令和五年六月二十八日付東京都告示第七百九十四号…八

告示

●東京都告示第六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である

旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。  
 令和六年一月十日  
 東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

八王子市上恩方町三九四四番（次の図に示す部分に限る。）、三九三六番、三九三七番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和六年一月十日  
 東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

八王子市上恩方町三八六番一・三八七番一・三八九番一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和六年一月十日  
 東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町水川字大氷川三六九番イ、同番ロ、字除ヶ澤三七〇番、三七一番、三七四番、三七五番、三七九番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道府中町田線

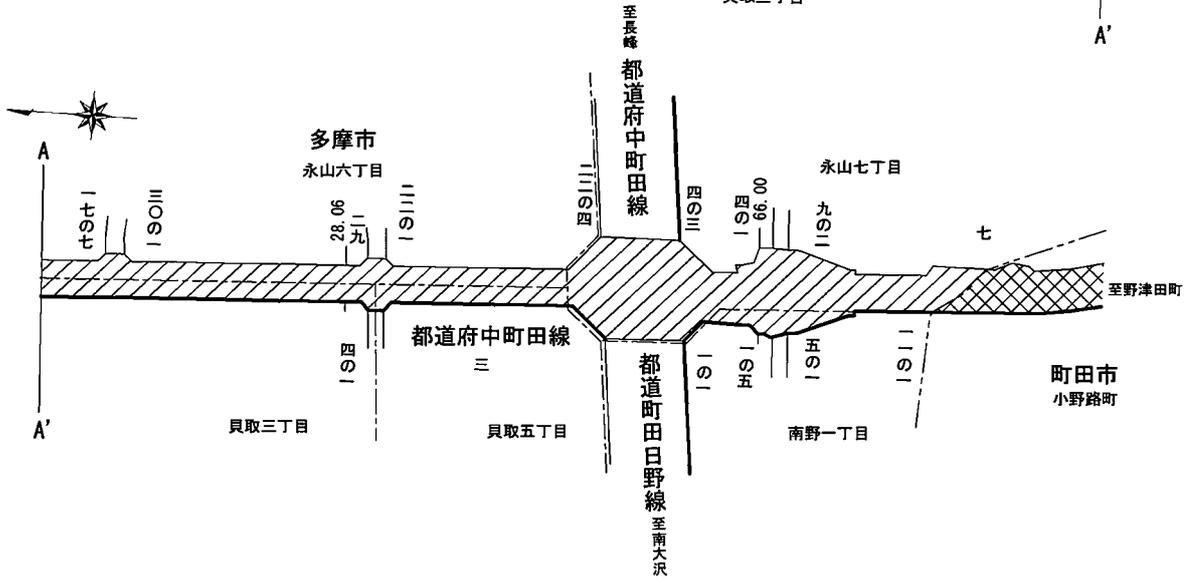
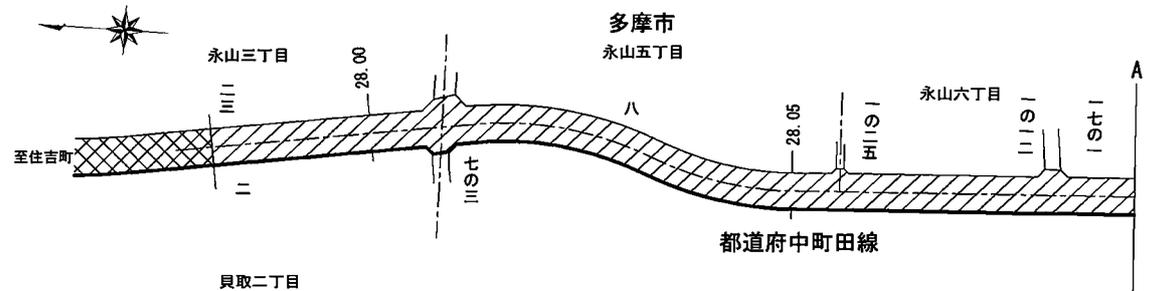
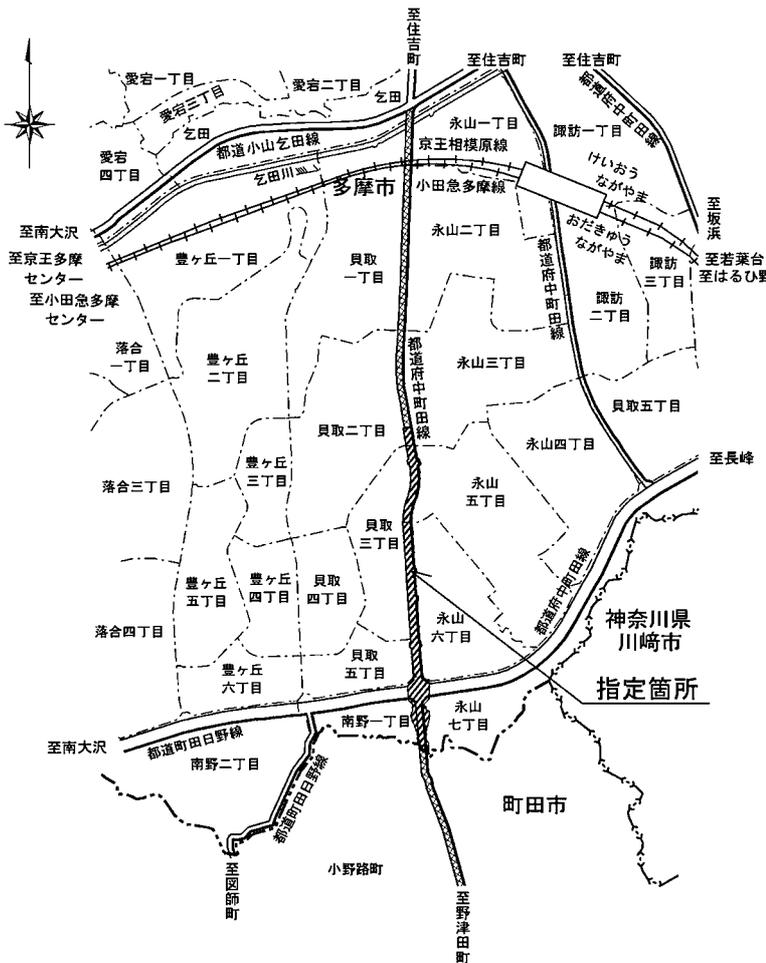
二 指定する区間 多摩市永山三丁目二十三番地先から同市南野一丁目十一番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道府中町田線  
多摩市永山三丁目～南野一丁目

指定区間  
 延長 一、四〇八・三二メートル  
 (電線共同溝予定名称 府中町田・十四号)  
 既指定区間

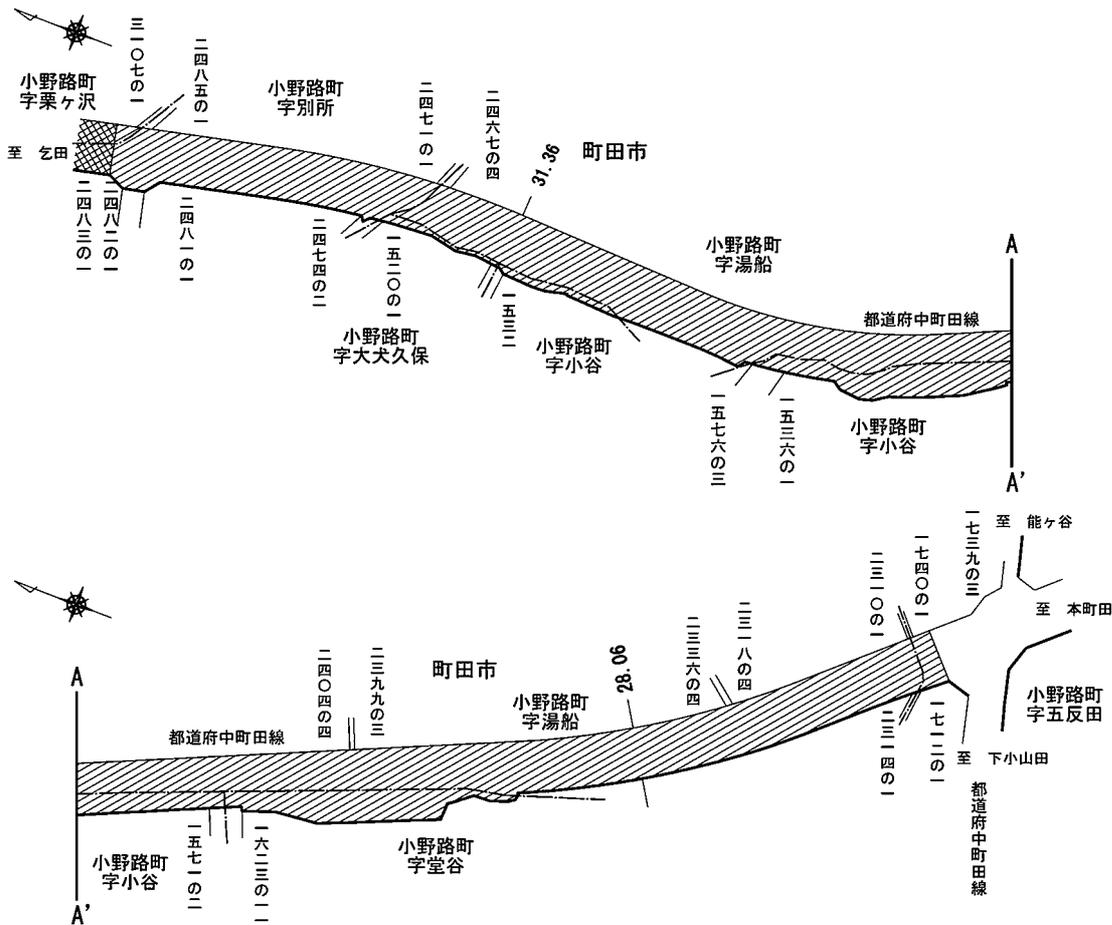
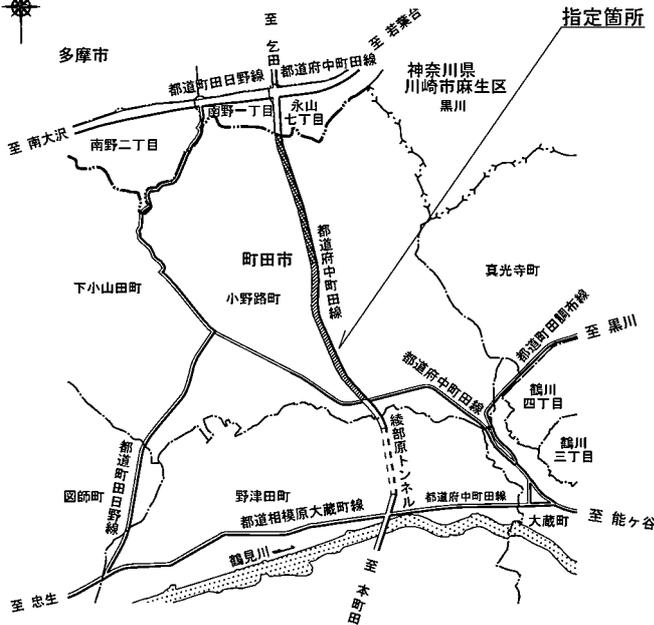


●東京都告示第十号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

### 別図

## 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道府中町田線 町田市小野路町地内

指定箇所  
 指定区間  
 延長 九八〇・〇メートル  
 (電線共同溝予定名称 府中町田・十五号)  
 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。  
 令和六年一月十日  
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道府中町田線

二 指定する区間 町田市小野路町三千百七番一地先から同所千七百十二番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第十一号  
 東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に対する負担の割合	当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の建設又は改良の工事	城南島海浜公園整備工事 晴海ふ頭公園整備工事 品川北ふ頭公園整備工事 曙ふ頭公園整備工事 城南島海浜公園ほか八公園維持工事	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目	令和五年三月三十一日	二六、八四五、九三円	東京臨港地区	十六分の一	八、一五九、一八〇平方メートル
		二 中央区晴海五丁目					
		三 港区港南五丁目					
		四 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目					
		一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目、城南島海浜公園					
		二 中央区晴海五丁目					
		三 江東区豊洲二丁目					
		四 港区海岸三丁目					
		五 港区港南五丁目					
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の維持の工事	東京臨港地区 内水面清掃工事	六 品川区八潮二丁目	同日	一一〇、五四九、二二六円	同右	八分の一	七、四三〇、九三三平方メートル
		七 江東区中央ふ頭公園					
		八 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目					
		九 江東区新木場二丁目					
		一 品川区八潮二丁目					
		二 品川区八潮二丁目					
		三 江東区豊洲二丁目					
		四 港区海岸三丁目					
		五 港区港南五丁目					
漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京臨港地区 内水面清掃工事	六 品川区八潮二丁目	同日	一三六、八三五、〇九六円	東京臨港地区及び東京臨港地区	五分の一	一六、一一一、二七四平方メートル
		七 江東区中央ふ頭公園					
		八 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目					
		九 江東区新木場二丁目					
		一 品川区八潮二丁目					
		二 品川区八潮二丁目					
		三 江東区豊洲二丁目					
		四 港区海岸三丁目					
		五 港区港南五丁目					

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市拝島町五丁目二百九十番一の一部(第一工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

武蔵村山市伊奈平六丁目三十五番一の一部(第二工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

羽村市羽中一丁目二千七百九十八番二から同番四までの各一部

羽村市羽中三丁目十六番十六号  
小林美智子

青梅市今井二丁目三百二十番一、同番三及び藤橋二丁目三百十九番二

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

西東京市泉町四丁目二千二百二十九番三

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 樋口 賀大

府中市天神町二丁目二十番二の一部及び同番二十三

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 樋口 賀大

府中市是政一丁目十番三、同番十三、同番十四、同番十八、番地同番五十六、同番六十三及び同番六十四  
府中市長 高野 律雄

清瀬市中里三丁目八百七十四番二の一部、同番二地先、八百七十七番一、八百八十一番三及び同番十一  
練馬区石神井町二丁目二十番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和六年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名	アトレ目黒1
二 店舗所在地	品川区上大崎二丁目十六番九号ほか
三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更を行った設置者名  
株式会社アトレ

六 変更前の設置者の代表者名  
一ノ瀬 俊郎

七 変更後の設置者の代表者名  
高橋 弘行

八 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社澤光青果ほか三十八名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社澤光青果ほか四十七名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社シエルガーデンほか二名

十一 変更前の小売業者の代表者名  
稲富 仁(株式会社シエルガーデン)ほか

十二 変更後の小売業者の代表者名  
野口 裕二(株式会社シエルガーデン)ほか

十三 変更日  
令和五年六月二十八日ほか

十四 届出日  
令和五年十二月十三日

十五 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間  
令和六年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名	アトレ大井町
二 店舗所在地	品川区大井一丁目二番一号ほか
三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社

四	設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号	五	変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドンクほか二十二名	者名 一ノ瀬 俊郎	
五	変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか四十九名	六	変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドンクほか十九名	六	変更前の設置者の氏名又は名称 代表者名 一ノ瀬 俊郎
六	変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか五十二名	七	変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ハット・トリックほか一名	七	変更後の設置者の氏名又は名称 代表者名 高橋 弘行
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称 ウエルシア薬局株式会社ほか四名	八	変更前の小売業者の住所 渋谷区渋谷一丁目七番七号(株式会社グラフィック)	八	変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか六十一名
八	変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番二十号(株式会社ジェイ・ビー)	九	変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号(株式会社グラフィック)	九	変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか六十一名
九	変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市北区梅田二丁目四番九号(株式会社ジェイ・ビー)	十	変更前の小売業者の代表者名 明石 雅之(株式会社ハット・トリック)	十	変更を行った小売業者の氏名又は名称 カネ美食品株式会社ほか八名
十	変更前の小売業者の代表者名 松本 忠久(ウエルシア薬局株式会社)ほか	十一	変更後の小売業者の代表者名 守部 英喜(株式会社ハット・トリック)	十一	変更前の小売業者の住所 港区虎ノ門四丁目三番十三号(エステールホールディングス株式会社)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名 田中 純一(ウエルシア薬局株式会社)ほか	十二	変更日 令和五年九月三十日ほか	十二	変更後の小売業者の住所 中央区銀座一丁目十九番七号(エステールホールディングス株式会社)ほか
十二	変更日 令和五年八月一日ほか	十三	届出日 令和五年十二月十三日	十三	変更前の小売業者の代表者名 園部 明義(カネ美食品株式会社)ほか
十三	届出日 令和五年十二月十三日	十四	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十四	変更後の小売業者の代表者名 寺山 雅也(カネ美食品株式会社)ほか
十四	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十五	縦覧期間 令和六年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十五	変更日 令和五年七月三十一日ほか
十五	縦覧期間 令和六年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十六	縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十六	届出日 令和五年十二月十三日
十六	縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一	店舗名 アトレ大森	十七	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
一	店舗名 アトレ秋葉原	二	店舗所在地 大田区大森北一丁目六番十六号	十八	縦覧期間 令和六年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二	店舗所在地 千代田区外神田一丁目十七番六号	三	設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名	十九	縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
三	設置者名 東日本旅客鉄道株式会社	四	設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか	二十	設置者住所 株式会社アトレ
四	設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号	五	変更を行った設置 株式会社アトレ	二十一	設置者住所 株式会社アトレ

正 誤

○令和五年六月二十八日付東京都告示第七百九十四号

ページ一段一行一誤

一 下

一 字新畑

一三 字新畑

一 正

一 字中新畑

一 字中新畑

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

